

旅行業登録票

(業務範囲：国内旅行)

Licensed by the Japan Tourism Agency in accordance
with the provisions of the Travel Agency Law
(Scope of Activities : Domestic Travel)

登録番号 Number	愛知県知事登録旅行業 第2_584号
登録年月日 Date of License	昭和57 (1982) 年5月26日
有効期間 Term of Validity	2025年5月26日から 2030年5月25日まで From 2025. 5. 26 To 2030. 5. 25
氏名又は名称 Name	太平洋フェリー株式会社 TAIHEIYO FERRY Co., Ltd.
営業所の名称 Name of Branch	旅客営業部 Passenger Sales Dept.
旅行業務取扱 管理者の氏名 Name of Certified Travel Services Manager	浦野 耀一郎 URANO Yoichiro
受託取扱 企画旅行 Trustee Contract	

お客様へ

毎度ご愛顧いただきましてありがとうございます。
当社では、旅行業約款にもとづき、ご旅行の取扱いにつきまして
下記の料金を申し受けますのでご了承ください。

記

国内旅行

※ 取扱料金

お 申 し 込 み 内 容		料 金 (円)	
グループ 1人	運輸機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	旅行経費合計額の	3 %以内
	宿泊手配のみの場合	宿泊券価額の	3 %以内
15 名以上の団体旅行の場合		旅行経費合計額の	3 %以内
添乗サービス料 (宿泊交通費等の旅行実費を除く。)		1 人 1 日につき	10,000 円以内
旅行相談のみの場合	旅行日程の作成	1 件につき	500 円以内
	旅行代金の計算	1 件につき	500 円以内

(注) 1. 包括旅行による旅行引受けの場合は、別に取り扱料金を頂くことはありません。

2. その他の特別手配に対しては、実費を申し受けます。

※変更、取消手続料金

お客様のご希望により、変更又は取消を行う場合は、運輸機関・宿泊機関等の定める取消料のほか、当社の変更・取消手続料金として次の金額を申し受けます。

内 容	手 続 料 金		
変 更	お 1 人 1 件につき	500 円以内	通常の通知手段によると、お客様に不利益を生ずる場合、ご希望により緊急通知手続をとります。この場合、これに要する通信費を頂きます。
取 消	お 1 人につき	500 円以内	

昭和 57 年 6 月 1 日

社団法人 全国旅行業協会会員

愛知県知事登録国内旅行業第 584 号

愛知県旅行業協会会員

太平洋フェリー株式会社